

事 務 連 絡  
令和3年10月1日

公益社団法人 日本診療放射線技師会 御中

厚生労働省健康局がん・疾病対策課

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正の周知について

がん検診については、「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針について」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）において「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（以下「指針」という。）を示しているところですが、今般、診療放射線技師法（昭和26年法律第226号）の改正等に伴い、指針の一部改正を行いましたので、別添のとおり各都道府県知事等宛通知しました。

貴会におかれては、関係各位に広く周知されることについて、格段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。

**【別添】**

「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針の一部改正について」  
(令和3年10月1日付け健発1001第1号厚生労働省健康局長通知)